

## ◆ 東京大学学位規則 《抜粋》

制定	昭32. 4. 23	
改正	昭32. 5. 21、	昭34. 10. 13
	同37. 12. 18、	同39. 12. 15
	同40. 3. 23、	同42. 4. 1
	同44. 4. 22、	同45. 10. 20
	同47. 3. 29、	同50. 2. 18
	同50. 10. 21、	同51. 4. 1
	同52. 3. 15、	同54. 2. 20
	同58. 4. 19、	同59. 4. 17
	同60. 4. 23、	同62. 2. 17
	同62. 4. 21、	平 2. 2. 20
	平 3. 4. 16、	同 3. 7. 9
	同 4. 3. 17、	同 5. 10. 19
	同 6. 4. 19、	同 7. 3. 7
	同 7. 5. 16、	同 7. 11. 21
	同 8. 3. 19、	同 9. 4. 22
	同11. 3. 16、	同12. 4. 1
	同12. 4. 18、	同13. 4. 1
	同16. 3. 30、	同17. 4. 1
	同18. 4. 1、	同19. 3. 22
	同21. 3. 26、	同22. 3. 25
	同22. 6. 24、	同24. 3. 29
	同24. 6. 28、	同24. 11. 29
	同25. 6. 27	

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則、東京大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)及び東京大学大学院専門職学位課程規則に定めるもののほか、東京大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(略)

(研究科長又は教育部の部長の報告)

第13条 教育会議が前条の議決をしたときは、その研究科長又は教育部の部長は、論文とともに、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を文書で総長に報告しなければならない。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(学位の授与)

第14条 総長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は教育部の部長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科又は教育部は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により学位論文を公表する場合には、東京大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部の教授会又は教育会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

- 2 学部の教授会又は教育会議において前項の議決をするには、教授会構成員又は委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。
- 3 総長は、第1項に基づいて修士の学位、博士の学位又は専門職学位の授与を取り消したときは、その旨を公表する。

(以下略)